

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準

1 設備に関する基準										
園舎	2 階建て以下 ※特別な事情がある場合は、3 階建て以上も可 面積：次に掲げる面積を合算した面積以上（単位：㎡） (1)1 学 級: 180 (2)3.3×満 2 歳未満児数 + 1.98×満 2 学級以上: 320 + 100×（学級数－2） 歳児数 ※保育所からの移行特例：(3.3×満 2 歳以上児数) と(2)とを合算した面積以上であればよい									
乳児室又はほふく室	必置 面積（単位：㎡）：3.3×満 2 歳未満児数									
保育室及び遊戯室	必置 ※幼稚園からの移行特例 面積（単位：㎡）：1.98×満 2 歳以上児数 面積基準を満たさなくてもよい									
上記以外の必置設備	職員室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 ※飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない									
設置努力	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室									
避難設備等	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は、1 階に設けるものとする。ただし、園舎が次の(1)、(2)及び(6)に掲げる要件をいずれも満たす場合は保育室等を 2 階に、園舎を 3 階建て以上とする場合であって、次の第(2)から(8)までに掲げる要件をいずれも満たすときは保育室等を 3 階以上の階に設けることができる (1)建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物であること。 (2)保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める設備が 1 以上設けられていること <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th><th>区分</th><th>設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2 階</td><td>常用</td><td>(1)屋内階段 (2)屋外階段</td></tr> <tr> <td>避難用</td><td>(1)建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構</td></tr> </tbody> </table>		階	区分	設備	2 階	常用	(1)屋内階段 (2)屋外階段	避難用	(1)建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構
階	区分	設備								
2 階	常用	(1)屋内階段 (2)屋外階段								
	避難用	(1)建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構								

			造は、建築物の１階から２階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号に該当するものとする。 (2)待避上有効なバルコニー (3)建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (4)屋外階段
	3 階	常用	(1)建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 (2)屋外階段
		避難用	(1)建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から３階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第２号、第３号及び第９号に該当するものとする。 (2)建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 (3)屋外階段
	4 階以上	常用	(1)建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 (2)建築基準法施行令第１２３条第２項各号に規定する構造の屋外階段
		避難用	(1)建築基準法施行令第１２３条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓

		若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に該当するものとする。 (2) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 (3) 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
		(3) 上表の右欄に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等からそのうちの一の設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 (4) 幼保連携型認定こども園の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 (5) 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。 (6) 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 (8) 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

食 事	自園調理により行わなければならない ※旧幼保連携型認定こども園の満 3 歳以上児及び幼稚園から移行する幼保連携型認定こども園の 1 号認定子どもについては、経過措置として、当分の間、一定の要件を満たす場合、外部搬入を認める
教 育 及 び 保 育 を 行 う 期 間 及 び 時 間	次に掲げる要件を満たすものでなければならない (1)毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下回ってはならない (2)教育に係る標準的な 1 日当たりの時間は、4 時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること (3)保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満 3 歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は 1 日につき 8 時間を原則とすること
子 育 て 支 援 事 業	地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制の下で行う 【子育て支援事業】 (1)地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 (2)地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業 (3)保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業 (4)地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業 (5)地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業